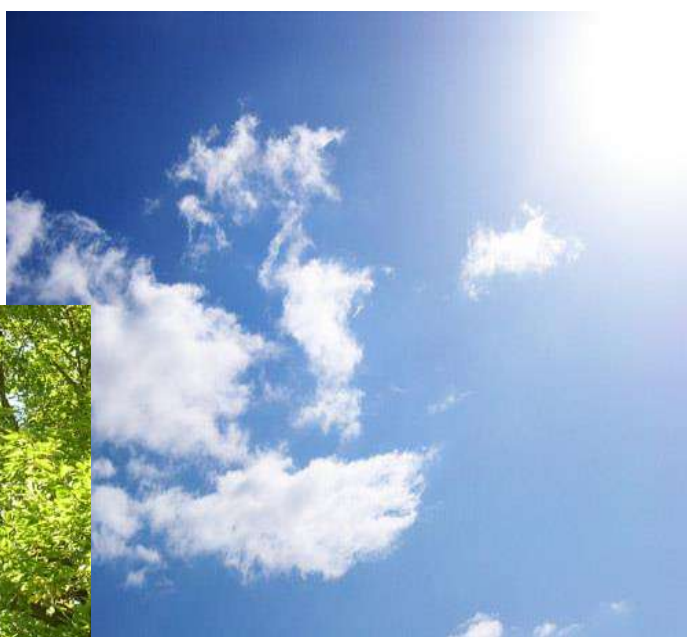


環境委員会
2016年度

2016年度 環境報告書



株式会社大興ネクスタ
ISO14001事務局

2016 年度 環境委員会

プログラム

開催日：平成 29 年 3 月 24 日（金）

1、環境活動報告

- 販売する住宅における環境負荷の低減
■ S E 構法による耐震住宅建築受注率向上

事業推進本部 設計生産企画部 服部恭二

- 本社ビルにおける省エネ・省資源活動
■ 社内における電気の省エネ活動

管理部 吉田智

- グリーン商品購入の推進
■ たのめーる発注商品を種別・分類でカテゴリ化し、グリーン購入率 80%未満の購入品を
グリーン購入法対応もしくはエコマーク対応の商品に限定する。

管理部 吉田智

2、内部監査結果の評価

内部環境監査員 金丸直高

3、記録類の評価

- 外部・内部環境情報

事業推進本部 設計生産企画部 渡辺竜太

- 是正・予防処置報告書

環境管理責任者 町田守靖

- 環境教育訓練実施記録

管理部 吉田智

4、順守評価

環境管理責任者 町田守靖

5、前回のマネジメントレビューに対する改善状況の報告

環境管理責任者 町田守靖

6、環境の変化に関する情報及び改善の為の提案

環境管理責任者 町田守靖

7、環境方針の見直し

代表取締役 今井榮一

環境委員会
2016 年度

環境活動報告

株式会社大興ネクスタ
ISO14001事務局

販売する住宅における環境負荷の低減

SE構法による耐震住宅建築受注率向上

報告者

事業推進本部 設計生産企画部 服部 恭二

2016年度の環境マネジメントプログラムにおいて、事業推進本部 設計生産企画部では「販売する住宅における環境負荷の低減」の取組として耐震性【SE構法による耐震住宅建築受注率向上（建築受注割合 60%）】について取組を行ってきました。

【取組報告】

今期、SE構法受注への取組として、営業では、販売・提案・建築受注に向けSE構法知識習得のための勉強会やロープレを実施、設計・生産ではSE構法設計施工フローを確立、施工管理担当ではSE施工管理技士習得しました。

自社で、はじめてのSE構法をModula 上祖師谷、Modula 北千束をそれぞれモデル棟として施工いたしました。

Modula 上祖師谷での建築工事工期は122日となりました。

最初のSE構法施工となりましたが工事での遅延等はなく、円滑な工事を行えました。

上祖師谷PJ・北千束PJではSE構法としての利点をまだ活かしきれてなく、来期は軸組工法を凌駕する空間構成や魅力ある広がりを引き出し、Modulaブランド化につなげる様、改善を図ります。

注文住宅では石神井町O様邸、関町東H様邸（賃貸併用住宅）をSE構法で受注しております。

O様邸は3月引渡予定になります。

H様邸は建築着工に向け、実施設計・打合せを行っていきます。

今期SE構法受注割合は66%になります。

SE構法は空間や広がりを活かすという利点のほかに高耐震性やスケルトンインフィル住宅というメリットがあります。

今後、よりメリットを活かし付加価値を生む商品企画・SE構法による建築受注を行っていきます。

来期も引き続きSE構法による耐震住宅受注を行っていくと同時に、環境マネジメントプログラムとして、CO2削減効果があり従来の機器よりエネルギー効率の高いエネファーム（燃料電池コージェネレーションシステム）をモデューラに導入し環境負荷低減に貢献していきます。



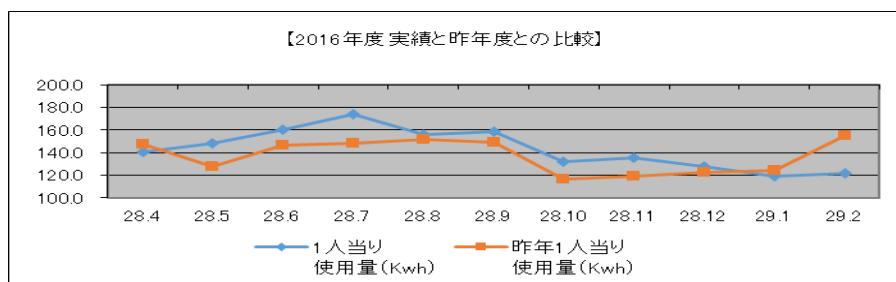
昨年度に引き続き、電気の省エネ活動の目標値として、全体の総使用量ではなく、一人当たりの使用量を目標値として設定し、取り組みを行いました。しかし、目標値設定の際、前年の使用量を計算の基礎としていたため、設定した目標値と実際発生量の間、2016年3月より使用開始した地下モデルルームエリアに伴う電力増加分、乖離が生じ、結果、5・6・7月と連続で目標値達成ができませんでした。そのため、8月で是正処置報告書を提出のうえ、地下エリア使用分を踏まえた目標値に再設定いたしました。

その結果、2月時点までの集計において、全ての月で再設定目標値を達成致しました。

電気の合計使用量は56,964kwhと、昨年度の2月までの集計48,196kwhを8,768kwh上回り、対前年比118.1%と、2割弱の増加となっております。昨年度の委員会資料にて、2015年11月～2016年2月の地下工事に伴う電力消費増を、およそ2,640kwhとしておりました。これを元に、地下使用に伴う増加分を、1ヶ月に $2,640 \div 4 = 660\text{kwh}$ と仮定し、4月から2月までの11か月増加分を算出すると7,260kwhとなります。実際は、2015年の工事では、天井の照明を使用していない期間や、工事と工事の間の期間があるため、今年度の地下使用による増加分は、より多いと思われそうですが、少なくとも、今年度増加分のうち、7260kwh以上は、地下点灯に伴う増加と考えられます。

地下の運用により、2016年度は電力消費が増加致しましたが、2017年度の電力におけるトピックスとしては2点あります。どちらも減少要因として、LED工事による消費減と、働き方改革、労働時間の抑制に伴う、電力消費の抑制です。LED化による抑制は、アイリスオーヤマによる年間15,523kwh削減というシミュレーション結果が出ておりますが、働き方改革に伴う館内稼働時間の抑制は、取り組みの効果が分だけ抑制効果が大きくなりますので、注力していきたいと思っております。

◀2016年度▶				▶昨年度▶					
【目標値:2015年4月～2016年2月実績値を元に、 人員計画を加味した値】									
	本社会計 使用量(Kwh)	目標値 1人あたり	判定 使用量<目標値	1人当り 使用量(Kwh)		本社会計 使用量(Kwh)	昨年1人当り 使用量(Kwh)	本社会計使用量 今年÷去年	一人当り使用量 今年/去年
28.4	4,922	197.0	○	140.6	27.4	4,419	147.3	111.4%	95.5%
28.5	5,190	177.3	○	148.3	27.5	3,830	127.7	135.5%	116.2%
28.6	5,609	196.5	○	160.3	27.6	4,404	146.8	127.4%	109.2%
28.7	5,905	196.6	○	173.7	27.7	4,593	148.2	128.6%	117.2%
28.8	5,460	199.8	○	156.0	27.8	4,691	151.3	116.4%	103.1%
28.9	5,709	196.7	○	158.6	27.9	4,778	149.3	119.5%	106.2%
28.10	4,885	163.8	○	132.0	27.10	3,727	116.5	131.1%	113.4%
28.11	5,013	165.2	○	135.5	27.11	3,924	118.9	127.8%	113.9%
28.12	4,723	168.1	○	127.6	27.12	4,172	122.7	113.2%	104.0%
29.1	4,665	169.5	○	119.6	28.1	4,222	124.2	110.5%	96.3%
29.2	4,883	199.8	○	122.1	28.2	5,436	155.3	89.8%	78.6%
計	56,964	2,030.2		1,574.3	計	48,196	1,508.1	118.2%	104.4%
平均	5,179	184.6		143.1	平均	4,381	137.1	119.2%	104.9%



本社ビルにおける省エネ・省資源活動

たのめーる発注商品を種別・分類でカテゴリズし、グリーン購入率80%未満の購入品を、グリーン購入法対応もしくはエコマーク対応の商品に限定する。

報告者

管理部 吉田 智

環境マネジメントプログラム「グリーン商品購入の推進」を、今年度も継続しています。今年度の対象商品は、トイレットペーパー・修正テープ・ふせん、スティックのり・ティッシュペーパー・ペーパータオル・クリアホルダー・ごみ袋に、新しくレールホルダーを加えた9品目となっております。

これら対象品目の購入推奨商品を定め、発注の際はその商品を選択するようにしています。また、サイズなどの都合で、その商品のシリーズが選択できない場合でも、エコマークなど、グリーン商品とされているものを選ぶようにしています。

今回は2月までの集計70件の発注のうち5月と11月にそれぞれ1度ずつ対象外商品を発注しており、グリーン商品購入率は $68 \div 70 = 97.1\%$ となり、目標値80%を超え、達成しております。

グリーン商品購入自体は今後も継続致しますが、環境マネジメントプログラムとしては今回を最後にし、2017年度より、グリーン商品購入に代わり、ガソリン消費抑制、燃費軽減を、グリーン商品購入に代わる新たな取り組みとして実施致します。

【対象グリーン商品購入率】

・2016年度対象商品

①たのめーるオリジナル TANOSEEトイレットペーパー (ECOマーク対応)
芯ありシングル130m巻8ロール 1ケース6パック入り ¥3,198 申込番号967-5322
芯ありシングル60m巻18ロール 1ケース6パック入り ¥2,520 申込番号961-1276
②トンボ鉛筆 修正テープ MONOC (ECOマーク・グリーン購入法対応)
申込番号219-5995(4.2mm)、-6008(5.0mm)、-6015(6.0mm)、-6022(8.4mm)
※修正テープ追加
申込番号216-3048(4.2mm)、-3055(5.0mm)、-3062(6.0mm)
申込番号119-1127(2.5mm)
③たのめーるオリジナル TANOSEEふせん紙 (GPN対応)
申込番号219-8095(75*25mm)、-8118(75*50mm)、-8125(75*75mm)、
-6015(60*60mm)、-8101(38*50mm)、
-8088(50*51mm)

④YAMATO固形アラビック(ECOマーク対応)
申込番号012-8377(10g10本) -8384(22g10本)
-8391(40g10本) ※NOAH終了の為商品変更
⑤オリジナル リサイクルティッシュペーパー5箱パック
申込番号:466-6219、965-6031
368-8351、761-2756
⑥オリジナル ペーパータオル レギュラー
申込番号965-7182 (5個まとめ買い)
960-6487 (30個まとめ買い)
⑦たのめーるオリジナル TANOSEE 再生クリアホルダー
(角まる)(Ecoマーク対応)
申込番号 816-8856(0.2mm100枚) 013-0648(0.3mm100枚)
013-655(0.5mm100枚)
⑧TANOSEE リサイクルごみ袋 乳白半透明 70L 1パック(100枚)
申込番号 264-9192
⑨TANOSEE 再生レールホルダー
申込番号 814-0210他(色・枚数により大量にあるため品目名で該当か判断する)

購入日	商品カテゴリ	発注個数	申込番号	購入対象か	購入日	商品カテゴリ	発注個数	申込番号	購入対象か
4月2日	ティッシュペーパー	1	761-2756	対象	11月2日	ティッシュペーパー	1	965-6031	対象
4月6日	クリアホルダー	3	816-8856	対象	11月10日	ペーパータオル	1	960-6487	対象
4月7日	ペーパータオル	1	960-6487	対象	11月10日	修正テープ	2	219-5995	対象
4月19日	修正テープ	6	219-5995	対象	11月10日	修正テープ	2	219-6015	対象
4月19日	修正テープ	6	219-6015	対象	11月18日	ふせん	1	219-8101	対象
5月6日	ふせん	1	219-8101	対象	11月18日	ふせん	1	219-8125	対象
5月10日	クリアホルダー	1	517-5758	対象外	11月18日	ごみ袋	1	264-9192	対象
5月11日	ペーパータオル	1	960-6487	対象	11月18日	クリアホルダー	2	517-5758	対象外
5月25日	ティッシュペーパー	1	965-6031	対象	11月24日	ふせん	1	219-8118	対象
6月7日	ふせん	1	219-8095	対象	11月24日	トイレットペーパー	1	967-5322	対象
6月7日	ふせん	1	219-8125	対象	11月28日	修正テープ	5	219-6008	対象
6月7日	クリアホルダー	2	816-8856	対象	11月28日	ふせん	1	219-8095	対象
6月13日	ペーパータオル	1	960-6487	対象	12月3日	ペーパータオル	1	960-6487	対象
6月16日	修正テープ	2	219-5995	対象	12月6日	レールホルダー	3	910-7683	対象
6月16日	修正テープ	2	219-6015	対象	12月13日	ふせん	1	219-8118	対象
6月20日	クリアホルダー	3	816-8856	対象	12月13日	ふせん	1	219-8125	対象
7月2日	トイレットペーパー	1	961-1276	対象	12月13日	ごみ袋	1	264-9192	対象
7月5日	ごみ袋	1	264-9192	対象	12月13日	ティッシュペーパー	1	965-6031	対象
7月7日	レールホルダー	1	814-0227	対象	12月22日	クリアホルダー	1	514-1081	対象※
7月8日	ペーパータオル	1	960-6487	対象	12月26日	修正テープ	5	219-5995	対象
7月8日	レールホルダー	4	910-7683	対象	12月26日	修正テープ	5	219-6015	対象
7月28日	ふせん	1	219-8118	対象	12月26日	クリアホルダー	5	816-8856	対象
7月30日	ペーパータオル	1	960-6487	対象	12月28日	クリアホルダー	2	816-8856	対象
8月10日	ふせん	1	219-8125	対象	1月17日	ペーパータオル	1	960-6487	対象
8月19日	ティッシュペーパー	1	965-6031	対象	1月17日	トイレットペーパー	1	967-5322	対象
8月19日	トイレットペーパー	1	967-5322	対象	1月20日	固形のり	1	012-8377	対象
8月25日	ごみ袋	1	264-9192	対象	1月23日	レールホルダー	1	912-0763	対象
9月5日	ペーパータオル	1	960-6487	対象	1月24日	固形のり	1	012-8391	対象
9月5日	ふせん	6	219-6015	対象	2月6日	ペーパータオル	1	960-6487	対象
9月5日	クリアホルダー	3	816-8856	対象	2月8日	クリアホルダー	3	816-8856	対象
9月30日	ペーパータオル	1	960-6487	対象	2月9日	ごみ袋	1	264-9192	対象
10月7日	修正テープ	2	219-5995	対象	2月9日	クリアホルダー	1	816-8856	対象
10月7日	修正テープ	2	219-6015	対象	2月14日	レールホルダー	1	212-2021	対象
10月7日	トイレットペーパー	1	967-5322	対象	2月21日	ティッシュペーパー	1	965-6031	対象
10月14日	ふせん	1	219-8125	対象					
10月26日	レールホルダー	3	910-7683	対象					
					※A3サイズで普段購入しない物品のため、GPN対象品を別途選択				
件数合計					70件 125 グリーン商品購入率 97.1%				

環境委員会

2016 年度

内部監査結果の評価

株式会社大興ネクスタ

ISO14001事務局

内部監査結果の評価報告

報告者 内部環境監査員 金丸 直高

今回の内部監査は、2016年4月1日に環境方針が見直されたのを鑑み、各部門がどのように捉えて、目的目標をたて実施運用し、効果を出しているか、新たな取り組み内容と共に、実際に効果が出ているのか、パフォーマンス評価（有効性）に対して、監査を実施致しました。結果として、新ブランドであるモデューラシリーズ「SE 構法」に対して、全社一丸となって取り組んでいる事が確認出来ました。

前回の監査と同様に、不適合や観察事項の指摘項目だけでなく、前向きに改善に取り組んでほしい改善提案及び良い点としての Good ポイントを報告書に記載致しました。監査結果としては、軽微な不適合 2 件、観察事項 2 件、改善提案 3 件、Good ポイント 5 件という結果になりました。

【不適合事項】 2 件

1. 「環境影響評価登録表」を作成していたが、役員の承認を得ていなかった。責任者
2. 環境マネジメントプログラム年間計画の SE 構法のフロー図が作成されていなかった。設計

【観察事項】 2 件

1. 文書管理において承認を受けてからの登録手順がなく、最新版である事の確認が不明確。管理
2. 教育訓練規定による、新入社員への教育が実施されていませんでした。管理

【改善提案】 3 件

1. 環境方針の協力業者への周知が口頭のみでしたので、現場への掲示を検討して下さい。生産
2. 2016年4月1日に変更された環境方針の内容を理解しておりませんでした。生産
3. 缶のゴミについて、2階と同様に資源ごみとして処理するよう考慮して下さい。管理

【Good ポイント】 5 件

1. グリーン商品購入において、広く対象商品の選定を行っていました。責任者
2. 電気の消し忘れの注意を促すラミネート版を用いて、注意喚起を行っていました。管理
3. 住宅設計を通して、SE 構法の普及に向けた活動を積極的に行っていました。設計
4. エネファームの新規導入を検討しており、環境に関する前向きな姿勢が見られました。生産
5. SE 構法の販売について、積極的に取り組んでいる事が確認出来ました。営業

※責任者（環境管理責任者）、管理（管理部門）、営業（営業部門）生産（生産企画建設）
設計（営業推進 G2）

【監査実施内容】

1. 監査実施日 : 平成 28 年 10 月 20 日(木)～21 日(金)
20 日(部門監査、事務所監査、廃棄物管理確認)
21 日(現場監査)
2. 対象部門 : 部門監査 (環境管理責任者・管理部門・営業推進 G2 課・生産企画 G
事務所 (用地開発 G・営業推進 G1 課・PM 推進 G、廃棄物管理)
3. 対象現場 : 北千束 1 丁目
4. 監査員 : 金丸(主任監査員)、吉田、
5. チーム編成 : 1 チーム(金丸、吉田)

監査結果

今回の監査結果を、昨年度の監査結果と比較して表に記載します。

今回、部門変更に伴い、監査部門名が変わっておりますが、エッセンスの近い部門にてまとめ、昨年との比較としております。その結果、改善提案3件、観察2件、軽微な不適合2件でした。

また、Goodポイントは、5件でした。

【前年との比較：部門 指摘事項】

監査部門	改善提案		観察		軽微不適合		合計	
	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016
環境管理責任者	2	0	1	0	0	1	3	1
管理部門	1	0	2	2	0	0	3	2
営業部門	0	※	0	※	0	※	0	※
営業推進 G2 (設計)	0	0	0	0	0	1	0	1
開発部門	0	※	0	※	0	※	0	※
生産企画 G (建設)	0	2	1	0	0	0	1	2
現場 (北千束)	0	0	0	0	0	0	0	0
事務所監査	0	1	1	0	0	0	1	1
合計	3	3	5	2	0	2	8	7

※・・・該当年度では部門監査の対象となっていない部門

【前年との比較：部門 Goodpoint】

監査部門	Goodpoint	
	2015	2016
環境管理責任者	0	1
管理部門	1	1
営業部門	1	※
営業推進 G2 (設計)	1	1
開発部門	0	※
生産企画 G (建設)	1	1
現場 (北千束)	1	0
事務所監査	1	1
合計	6	5

【監査方針について昨年度との比較】

2015年度： 来年以降の ISO14001 規格改定を見据え、パフォーマンス評価（有効性）に対して実施した。また、事務所監査として行っていた営業企画・開発企画について、部門監査を実施し、方針達成のために行っている活動についての有効性を確認した。

2016年度：2016年4月1日付で環境方針が改訂されたことを鑑み、各部門がどのように捉えて実施運用しているのかについて部門監査を実施した。現状の確認に加え、昨年から継続して行っている、パフォーマンス評価（有効性）に対しての確認も行った。

今回の監査では、2016年4月1日に環境方針が改訂された事を鑑み、改訂された環境方針のもと、各部門がどのようにそれを捉え、目的目標を立てているかについて監査を実施致しました。

今回の監査では、昨年に引き続き、その目的目標に対し、実際に効果が出ているのか、パフォーマンス評価（有効性）にまで、部門監査を実施しています。

【監査結果について昨年度との比較】

今回の監査では、改善提案3件、観察2件、軽微な不適合2件、合計7件の指摘となりました。昨年度の内部監査結果と比較すると、合計指摘件数と観察が減っておりますが、軽微な不適合が2件指摘されております。

軽微な不適合については、見直した結果が環境側面登録表に登録されていなかった事、及び、環境マネジメントプログラム年間計画の成果物が確認出来なかった事が指摘されました。客観的証拠が確認できなかったため、不適合の指摘対象となっております。また、観察・改善提案については、マニュアル明確な記述が無く判断基準が曖昧なものや、現行ではロスがあり、より良い方法に改善できるものが指摘対象となりました。

昨年度の指摘も今回の指摘も、マニュアル表記と現状のズレという共通点があります。ISO14001規格改定に伴うマニュアル更新が今後控えておりますので、マニュアルの手順と実際運用のミスマッチを埋めるチャンスではないかと思われます。

また、GoodPointについては、今回部門監査を行った全部署で万遍なく見受けられました。ISOの取組を受動的にするのではなく、前向きな取り組みが見受けられた部分を GoodPoint として評価いたしました。それが全部門で見受けられたということは、積極的に取り組む姿勢が、広く浸透してきているのではないのでしょうか。

【今後の内部監査に関する方針】

- ISO14001 の規格要求事項が 2015 年 11 月に改定されました。また、現行の規格要求事項は 2018 年 9 月に終了となります。移行の期限が迫ってきておりますので、新しい規格要求事項を見据えた、有効性に着目した監査を継続致するほか、マニュアル改訂のスケジュールについても確認致します。
- 新しい規格要求事項では有効性の確認が追加されるため、ISO の活動においては、実施と検証、そして修正という PDCA サイクルの回転が、より重要となって参ります。今後は PDCA サイクルが有効に機能しているかの確認として、環境方針や著しい環境側面、教育など、各要求事項における PDCA サイクルについて、特に重点的に監査を実施致します。
- 今回の監査での指摘事項のほか改善提案、外部監査での指摘事項に関して、どのように実施改善されているかを監査致します。
- 環境活動について前向きな点、評価すべき箇所についても、Goodpoint として積極的に評価し、報告していきます。
- 内部監査のレベルアップと内部監査員のスキルアップを目的に、外部セミナーに参加をいたします。また、2015 年版の改定内容の知識向上を目的と致します。
また、内部監査員入れ替えについては、継続を依頼され今期も同メンバーにて、スタートしますが、次期リーダーを育成する事も必要であるので、新メンバーの入れ替えを検討してまいります。
- 別紙参考資料
 1. 内部環境監査年間計画書
 2. 内部環境監査実施計画書
 3. 内部環境監査報告書
 4. 内部環境監査不適合事項記録
 5. 内部環境監査観察事項記録
 6. 監査実施写真

ISO14001

様式-1(1)

内部環境監査年間計画書 (2016年度)		監査No	第 19 回			承認	作成						
		発行日	2016年4月15日										
被監査部門	年月	2016年						2017年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境管理責任者													
開発企画部門 (仕入)													
生産企画部門 (建設)													
生産企画部門 (検査)													
営業企画部門 (設計)													
営業企画部門 (販売)													
営業企画部門 (賃貸管理)													
管理部門													
備考													

2014年4月14日改訂

ISO14001

様式-2

内部環境監査実施計画書

発行日 2016年9月16日

監査対象部門

□代表取締役

■環境管理責任者

■管理部門

■営業企画G1課

■営業企画G2課

■生産企画G

■開発企画G

■PM推進G

承認	作成

1. 監査対象

監査日	2016年10月20日 ~ 21日	監査No	第 19 回
対象部門	上記配布先の■部門	主任内部環境監査員	金丸 直高
規格	ISO14001/2004	内部環境監査員	吉田 智

2. 監査目的

監査目的	環境マネジメントシステムのISO14001の要求事項との適合性及び、有効性の検証改善を目的として内部環境監査を実施します。
監査方針	<p>2016年4月1日より環境方針が見直された事を鑑み、各部門がどのように捉えて、目的目標をたて実施運用し、効果を出しているか、新たな取り組み内容と共に、実際に効果が出ているのか、パフォーマンス評価(有効性)に対して、監査を実施致します。また、2015年度に改定された、環境マネジメントシステムについて、今後のどのように取り組んでいくのかも、確認致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 前回監査指摘事項確認 ■ 組織、商品、サービス等、変化の有無 ■ 苦情の受理、是正処置に関する審査 ■ 環境側面変更に伴う影響評価の審査 ■ 遵法に関する審査 ■ 自主向上事項に関する審査 ■ EMSコアエレメントに関する審査 ■ 現場の審査 ■ 環境保全施設の管理状況、パフォーマンスの審査
環境マネジメントシステム文書	<p>環境マニュアル(2016年4月20日改訂 / HD-M-40)</p> <p>内部環境監査規定(2015年4月1日改訂 / HD-10-08)</p>

3. 監査計画

監査準備打合せ	2016年8月24日	出席者	金丸 直高 吉田 智
---------	------------	-----	------------

監査計画	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00		
オープニングミーティング												
10月20日(木)		環境管理責任者	管理	営業2		生産		開発	営業1	PM	ゴミ	まとめ
10月21日(金)		現場移動	北千束1丁目現場	現場移動				指摘事項まとめ				
環境管理責任者事前打合せ												
クロージングミーティング												

備考

2016年9月16日改訂

ISO14001

内部環境監査実施計画書

2016年9月16日

- ・ 1日目の部門監査には、推進メンバーの他、実際に業務に従事している課員も出席するようお願いします。
- ・ ミーティング及び監査の開始5分前には、実施場所へ集合してください。
(今回の監査場所は、現場監査・事務所ヒアリングを除いて全て2階会議室となります。)
- ・ 事務所監査には、できる限り下記表の課員の方が出席できるよう、仕事の調整をお願いいたします。
- ・ 現場監査においては、担当の監督が出席するようお願いします。
- ・ 監査に出席する際には、マニュアル、関連する規定手順書、記録類を持参して下さい。
- ・ 部門、現場等全ての監査について記録をする、書記者提供の協力をお願いします。

監査実施場所一覧表

	打合せ / 被監査部門	実施時間	場 所	備考
10月22日	オープニング・ミーティング	9:00 ~ 9:30	本社2階会議室	
	環境管理責任者	9:30 ~ 10:15		町田
	管理部門	10:30 ~ 11:15		町田、横尾
	営業推進G2課	11:30 ~ 12:15		服部、太田
	生産企画G	13:30 ~ 14:15		小野
	用地開発G	15:00 ~ 15:30	事務所	長山、小泉
	営業推進G1課	15:30 ~ 16:00		加藤、有田
	PM推進G	16:00 ~ 16:30		佐野
	ゴミ保管状況	16:30 ~ 17:00	各階廃棄物保管場所	横尾
	1日目指摘事項まとめ	17:00 ~ 18:00	本社2階会議室	
10月23日	現場監査	10:30 ~ 11:30	北千束1丁目現場	9:00出発
	指摘事項まとめ	13:30 ~ 16:30	本社2階会議室	
	環境管理責任者事前打合せ	17:00 ~ 17:30		
	クロージング・ミーティング	17:30 ~ 18:00		

2016年9月16日改訂

ISO14001

様式-5 1/3

内部環境監査報告書

提出先 : 代表取締役
写 し : 環境管理責任者

作成



[報告日] 2017年1月20日

監査No	第 19 回	監査日	2015年10月22日(木) ~ 10月23日(金)	
主任 内部環境監査員	金丸 直高	対象部門	20日	環境管理責任者・管理部門・営業推進G2・生産企画G 事務所(用地開発G・営業推進G1・PM推進G・ゴミ保管) 現場(北千束1丁目)
内部環境監査員	吉田 智		21日	

[監査結果集計一覧表]

被監査部門	評 価					改善 提案	Good ポイン ト	合計	備 考
	適合		不適合						
	適合	観察	軽微	重大					
環境管理責任者	4	0	1	0	0	1	5		
管理部門	3	2	0	0	0	1	5		
営業推進G2	4	0	1	0	0	1	5		
生産企画G	5	0	0	0	2	1	5		
事務所(開発、営業推進G1、PM推進G)	9	0	0	0	0	1	9	3部門合計	
事務所(廃棄物管理確認)	4	0	0	0	1	0	4		
現場(北千束1丁目)	6	0	0	0	0	0	6		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
合 計	35	2	2	0	3	5	39	チェックリスト項目合計 39	

2010年10月1日改訂

内部環境監査報告書

提出先 : 代表取締役
写 し : 環境管理責任者

〔報告日〕 2017年1月20日

監査 No	第 19 回	監査日	2016年10月20日(木) ~ 10月21日(金)
主任	金丸 直高	対象部門	20日 環境管理責任者・管理部門・営業推進G2・生産企画G
内部環境監査員	吉田 智		21日 事務所(用地開発G・営業推進G1・PM推進G・ゴミ保管)
内部環境監査員			現場(北千東1丁目)

総括所見

2016年10月20、21日の2日間で実施いたしました内部環境監査の結果についてご報告いたします。今回の監査方針としては、2016年4月より環境方針が改定された事を鑑み、各部門がどのように捉えて、目的目標をたて実施運用し、効果を出しているか、新たな取り組み内容と共に、実際に効果が出ているのか、パフォーマンス評価(有効性)に対して、監査を実施致しました。また、2015年度に改定された、環境マネジメントシステムについて、今後のどのように取り組んでいくのかについても、確認致しました。昨年と同様に、事務所監査については机上でのヒアリングではなく、監査員が事務所内を回って、業務を行っている状況を見ながら、ヒアリングを行いました。監査チームとしては、今期の監査員が2人になり、1チーム体制にて、行いました。監査結果については以下の通りとなります。

【前回監査指摘事項の是正確認】

前回監査では、環境管理責任者を始めとして、観察事項5件を指摘しました。改善提案については、3件の提案を行いました。環境管理責任者への観察事項として、法的及びその他の要求事項一覧表の改定日時の記載がなく、最新版であるか確認が取れない事の指摘を行いました。今回改善内容を確認しましたが、一覧表の見直しがされている事を確認出来ました。その他、4件の観察事項についても、該当部門にて改善内容の確認を行いました。問題なく修正がされておりました。

【組織、商品、サービス等、変化の有無】

今年度は大幅な人事異動を伴う、組織変更がありました。、戸建建築富裕層向けである新ブランドのモデューラシリーズについては、新組織においても問題なく稼働している事が確認出来ました。新組織においての部門監査では、開発事業部、営業事業部、生産事業部の各係の業務担当毎に「設計」「営業」「用地」「PM」等、実際に業務を行っている内容にて監査を行いました。

【苦情の受理、是正処置に関する審査】

外部情報である、苦情・クレーム情報については、昨年度より仕組みが稼働している、セールスフォースのチャター機能を活用し、実際に運用している事が確認出来ました。但し、今期も是正・予防処置報告書に挙げられるような報告は、本年も出てきませんでした。

【環境側面変更に伴う影響評価の審査】

環境側面の評価については、昨年度よりSE工法耐震化住宅の受注に関する活動を、新たな取り組みとして取り入れ、活動を行っている事が確認出来ました。今後SE工法を活用する事により、長寿命化住宅のメリットである、ゴミを減らすことが出来る事により、環境負荷の低減に繋がってくることに、期待するとともに、環境に対する影響の評価を続けてもらい、成果の評価を行っていく事を期待しています。

【遵法に関する審査】

前回監査でも指摘していた「法的及びその他要求事項一覧表」が最新版に改定されており、各々の法令、条例等の改定日が記載され、最新版であるかの確認出来るように改善されていました。

【自主向上事項に関する審査】 ※環境目的・目標、実施計画等の進捗状況

目的目標に対しては、管理部門が主体となって取り組んでいる、会社全体の取り組み事項としての、「社内における電気の省エネ活動」については、今まで活用していなかった地下に、戸建用のモデルルームを完成させたことにより、照明、空調を含めた電気の使用量が減った事により、目標値をオーバーしてしまいう月が増えたとの事でした。現在、地下の電気消費量を換算し、再度現状の仕様に合わせた、目標値を見直しているとの事でした。建築に係る部分では、「SE工法による耐震住宅建築受注率向上」を施策としてあげていますが、4月から6月にかけての取り組みで、フローの確立となっていました。確認する事が出来ず、観察事項として指摘しています。

【現場審査】

今回は、目的目標でも掲げている、SE工法の現場でもある、大田区北千東1丁目②号棟の現場監査を監査致しました。1階が鉄筋コンクリート造で、2階が高天井で大空間を実現した建築でありました。現場状況は整理整頓も徹底されており、住戸内も綺麗に清掃もされており、近隣からの大きなクレームもないとの事で、問題はありませんでした。

【事務所審査】

昨年と同様に、事務所監査については机上で行うのではなく、事務所内を回って、実際の業務を行っている状況を見ながら、ヒアリングを行いました。今回は、環境方針が変わったこともあり、環境方針から各部門の目的目標に係る取り組み事項と、教育訓練に絞って監査を行いました。一部の新入社員に対する教育がされていなかったため、部門監査にて指摘を行いました。

【環境保全施設の管理状況、パフォーマンスの審査】

昨年と同様に、ゴミの分別、廃棄状況について、管理、営業事務員と各階を回りながら、可燃、不燃ごみの分別方法やリサイクルゴミ、段ボール、本、雑誌、ペットボトルの保管方法等を確認しましたが、問題はありませんでした。

今回は、2016年4月より見直しを行った、環境方針の内容について、各部門がどのように捉え、実施しているかを主な方針として監査を行いました。新ブランドである「モデューラシリーズ」「SE工法」に対して、会社一丸となって取り組んでいる事が見て取れました。新しい取り組みに対する、結果を今後評価し、改善につなげて行く事を期待します。

但し、2018年9月までに実施しなければならない、ISO新規格の改定については、まだ取り組んでいないとの事でしたので、早い段階からの準備をするを期待します。現状の活動が環境に寄与し、結果として成果が出る事を期待し、総合評価としてはやや向上と判断致します。


2016年10月1日改訂

ISO14001

様式-5 3/3

[監査結果]



評価	内部監査結果(是正要求事項)	不適合事項記録No. ISO規格
不適合 (軽微)	環境影響評価・管理規定によると、環境管理責任者は、「環境影響評価登録表」を作成し、役員会の承認を得る事になっていますが、5/11～13にかけて行われた外部審査にて、「販売する住宅における環境負荷の低減を、有益な間接的環境影響として評価することを期待する」と観察として指摘をされ、これを受けて、環境影響評価表の見直しを行い、5/17に作成していましたが、役員会の承認を得ておりませんでした。また、環境側面登録表にも登録されておりませんでした。	4.3.1 環境側面
不適合 (軽微)	環境マネジメントプログラム年間計画の「No3販売する住宅における環境負荷の低減」の、4月から6月の計画において、SE構法設計施工フロー確立とありましたが、フローの確認することが出来ませんでした。(4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置によると、四半期ごとの計画未達成は不適合となり、不適合の処置として是正・予防処置報告書を提出する必要があります。)	4.3.3 目的目標
観察	マニュアルによると、「文章は発行に先立ち、権限を与えられた所定の責任者がその内容を審査し、承認する。また、最新版の文章を明確にするために、文章管理ソフト(アルゴス)にて管理を行う」となっていますが、承認を受けてから文書管理ソフト(アルゴス)へ登録する手順の記載が無く、承認された文書がどのように最新版として登録されるのかが不明確でした。	4.4.5 文書管理
観察	環境教育訓練規程によると、入社で増加した人員については、1ヶ月以内に教育を実施するとありますが、9月29日の教育記録を確認したところ、営業企画の宮本さんが、1ヶ月の期日を過ぎておりました。	4.4.2 力量教育訓練
改善 提案	環境方針の項番5に記載されている「協力業者への周知徹底」について、現状、口頭のみで周知を行っているとのことでしたが、今後は、現場に環境方針を掲示するとの事で、改善を図るとの事でした。	4.2 環境方針
改善 提案	環境方針が2016年4月1日付で更新されている事は認識しておりましたが、具体的に、どこがどのように変更されたのかは、理解しておりませんでした。	4.2 環境方針
改善 提案	缶(お菓子の箱等)のゴミについて、3階は不燃物として処理していましたが、2階は、毎週木曜日の資源ごみとして処理しておりました。3階も、資源ごみとして処理するように検討してください。	4.4.6 運用管理
Good	目的目標のグリーン商品購入の推進において、対象商品の選定を特定の人だけでなく、実際に事務用品を発注している事務員よりアイデアを募集して、広く対象商品の選定を行っていました。	4.3.3 目的目標
Good	目的目標の本社における省エネ・省資源活動の新しい取り組みとして、コピー室にて、電気の消し忘れの注意を促すラミネート板を、コピー機本体やコピー室電気スイッチ等に張り付け、注意喚起を行っているとの事でした。	4.3.3 目的目標
Good	住宅を設計を担当する部署として、環境方針の見直しによる、新たな取り組みとしてのSE構法の普及に向け、注文住宅の受注や販売支援等を積極的に行うなど、前向きな姿勢が感じられました。	4.2 環境方針
Good	今期のマネジメントプログラムには入っていませんが、ガスを電気に変換するエネファームの導入を検討しており、今後標準としたいと、環境に関して前向きな姿勢で取り組んでいる事が確認できました。	4.3.1 環境側面
Good	SE構法の販売について、販売・提案に必要な知識の習得や、販売会を実施し、新しい取り組みに対し、積極的に行っていることが確認できました。	4.3.3 目的目標

代表取締役コメント	確認
今回の内部監査で、指摘された不適合、観察、改善提案等の各事項について、各部門は指摘内容を良く検証し、問題点や課題となっている事を抽出し、PDCA(計画、行動、チェック、改善)を繰り返して行う事によって、常に新しいステージに挑戦し続けて下さい。	 ・フォローアップ確認 <input type="checkbox"/> 必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要

2010年10月1日改訂

ISO14001







様式-4

内部環境監査不適合事項記録 不適合事項記録No. F-16-001	監査 No	第 19 回
	規 格	ISO14001:2004
	被監査部門	環境管理責任者
	監 査 日	2016年10月20日
	監 査 員	金丸 直高、吉田 智
1.不適合内容(事実・客観的証拠) 環境影響評価・管理規定によると、環境管理責任者は、「環境影響評価登録表」を作成し、役員会の承認を得る事になっていますが、5/11～13にかけて行われた外部審査にて、「販売する住宅における環境負荷の低減を、有益な間接的環境影響として評価することを期待する」と観察として指摘をされ、これを受けて、環境影響評価表の見直しを行い、5/17に作成していましたが、役員会の承認を得ておりませんでした。また、環境側面登録表にも登録されておりませんでした。	規格対応 No.	4.3.1 環境側面
	不適合評価区分	<input type="checkbox"/> A: 重大 <input checked="" type="checkbox"/> B: 軽微
	2.合意された是正処置	是正処置完了予定日
	上記1に記載の内容の通り、環境側面の見直しから出発し、環境影響評価登録表を改訂いたしました。そもそもマニュアル自体の改定をしておりませんでした。環境影響評価登録表は作成済みとなっておりますので、今回の監査を踏まえた「その他」の指摘事項も含めて、改定の手続きを進めたいと思います。 11月1日を改訂期限として新しい「環境マニュアル」を発行いたします。	2016.11.01
3.是正処置報告(5W1Hで明瞭に記入) 原因:指摘事項に対し、マネジメントシステム全体の視点が抜け落ち、個別の書面修正のみに注力していたため、マニュアル等の改定にまで至りませんでした。環境管理責任者として明確なゴールを示さなかった事が、原因と考えております。 実施内容:マニュアルの改定内容を確認し、役員の承認を頂いたうえで「環境管理マニュアル」を改訂し11月1日に発行いたしました。 再発防止対策:内部・外部監査にて指摘を受けた事項については、何を誰が何時までに見直すのか、またその修正事項を何時マネジメントシステムに組み込むのかまで、明確な指示をするようにいたします。	被監査部門長(確認)	
	主任監査員(確認)	
	是正処置完了日	2016.11.7
	被監査部門長(確認)	
4.是正処置の確認 ・フォローアップ <input type="checkbox"/> 必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 [記事] 次回内部監査時に確認	主任監査員(確認)	
	主任監査員(確認)	

2008年9月19日改訂

ISO14001

様式-4

内部環境監査不適合事項記録 不適合事項記録No. F-16-002	監査 No	第 19 回
	規 格	ISO14001:2004
	被監査部門	営業推進G2課
	監 査 日	2016年10月20日
	監 査 員	金丸直高、吉田 智
1.不適合内容(事実・客観的証拠) 環境マネジメントプログラム年間計画の『No3販売する住宅における環境負荷の低減』の、4月から6月の計画において、SE構法設計施工フロー確立とありましたが、フローの確認が出来ませんでした。 (4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置によると、四半期ごとの計画未達成は不適合となり、不適合の処置として是正・予防処置報告書を提出する必要があります。)	規格対応 No.	4.3.3 目的目標
	不適合評価区分	<input type="checkbox"/> A: 重大 <input checked="" type="checkbox"/> B: 軽微
	是正処置完了予定日	2017.01.31
	被監査部門長(確認)	
2.合意された是正処置 SE構法による自社設計・施工業務フローをまとめ、適切な建築計画である設計・施工を行うことにより、SE構法による構造品質確保を行います。	是正処置完了日	2017.01.31
	被監査部門長(確認)	
	主任監査員(確認)	
	是正処置完了日	2017.01.19
3.是正処置報告(5W1Hで明瞭に記入) 原因: SE構法業務フローを作成し実務を行っていたが、内容を理解していたためフローの活用をしていなかった。業務フロー確立を行う計画であったが報告を行っていなかった。 実施内容: ISO推進委員会の月例及び営業・生産MTにて説明し活用していく。 また、新しく実務を行う場合業務フローの説明に活用する。 再発防止対策: 業務内容の妥当性確認にフローを活用しつつ、業務改善へもつなげることで再発防止を図る。	是正処置完了日	2017.01.19
	被監査部門長(確認)	
	主任監査員(確認)	
	是正処置の確認	主任監査員(確認)
・フォローアップ <input type="checkbox"/> 必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	[記事] 次回内部監査時の確認	

2008年9月19日改訂

内部環境監査観察事項記録

				1/1			
監査 No: 第 19 回		被監査部門: 環境管理責任者					
監査日: 2016年10月20日(木)		被監査部門出席者: 町田 守靖					
規格: ISO14001(2004)		出席者					
主任監査員: 金丸 直高		主任内部監査員確認					
監査員: 吉田 智							
No.	具体的事実(証拠)等	ISO14001規格	評価	是正処置等の内容	是正処置結果の確認 確認者	確認日	根拠
1	環境影響評価・管理規定によると、環境管理責任者は、「環境影響評価登録表」を作成し、役員会への承認を得る事になっていますが、5/11～13にかけて行われた外部審査にて、「販売する住宅における環境負荷の低減を、有益な間接的環境影響として評価することを期待する」と顧客として指摘をされ、これを受けて、環境影響評価の見直しを行い、5/17に作成しておりましたが、役員会の承認を得ておりませんでした。また、環境側面登録表にも登録されておりました。	4.3.1 環境側面	不適合 (軽微)	11月末迄にマニフェストの改訂を行い、承認を頂きます。	 	12/1	<input checked="" type="checkbox"/> 提出書類 不適合記録 に添付 <input type="checkbox"/> その他
2	目的目標のグリーン商品購入の推進において、対象商品の選定を特定の個人だけでなく、実際に事務用品を発注している事務員よりアイデアを募集して、広く対象商品の選定を行っていました。	4.3.3 目的目標	Good			/	<input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他
						/	<input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他



内部環境監査観察事項記録

						1/1	
監査 No.: 第 19 回 監査日: 2016年10月20日(木) 規格: ISO14001(2004) 主任監査員: 金丸直高 監査員: 吉田智		被監査部門: 管理部門 被監査部門出席者: 町田 守靖・横尾 由紀 出席者: _____		被監査部門長確認 主任内部監査員確認		(町田) (金丸)	
No.	具体的事実(証拠)等	ISO14001規格	評価	是正処置等の内容	是正処置結果の確認 確認者	確認日	根拠
1	<p>マニュアルによると、「文章は発行に先立ち、権限を与えられた所定の責任者がその内容を審査し、承認する。また、最新版の文章を明確にするために、文章管理ソフト(アルゴス)にて管理を行う」となっていますが、承認を受けてから文章管理ソフト(アルゴス)へ登録する手順の記載が無く、承認された文章がどのようなに最新版として登録されるのかが不明確でした。</p>	4.4.5 文書管理	観察	11月中旬に文書管理規定の改訂を行います。	(金丸) (高)	12/1	<input checked="" type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他
2	<p>環境教育訓練規程によると、入社で増加した人員については、1ヶ月以内に教育を実施するとありますが、9月29日の教育記録を確認したところ、営業企画の宮本さんが、1ヶ月の期日を過ぎておりました。</p>	4.4.2 力量教育訓練	観察	10月28日に新入社員教育を実施致しました。	(金丸) (高)	12/1	<input checked="" type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他
3	<p>目的目標の本社における省エネ・省資源活動の新しい取り組みとして、コピー室にて、電気の消し忘れの注意を促すフラッシュボードを、コピー機本体やコピー室電気スイッチ等に張り付け、注意喚起を行っているとの事でした。</p>	4.3.3 目的目標	Good			/	<input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他

内部環境監査観察事項記録

						1/1	
監査 No: 第 19 回		被監査部門: 営業企画部 営業推進G2課		被監査部門長 確認			
監査日: 2016年10月20日(木)		被監査部門出席者: 服部 恭二・太田 博子		主任内部監査員 確認			
規格: ISO14001(2004)		出席者					
主任監査員: 金丸 直高		監査員: 吉田 智					
No.	具体的事実(証拠)等	ISO14001規格	評価	是正処置等の内容	是正処置結果の確認 確認者	確認日	根拠
1	環境マネジメントプログラム年間計画の『No3販売する住宅における環境負荷の低減』の、4月から6月の計画において、SE構法設計施工フロー確立とありましたが、フローの確認することが出来ませんでした。 (4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置によると、四半期ごとの計画未達成は不適合となり、不適合の処置として是正・予防処置報告書を提出する必要があります。)	4.3.3 目的目標	不適合 (軽微)	SE構法による自社設計。 施工業務フローをまねる事により、適切な建築計画下である設計基準に施工・施工報告書を行いSE構法による構造物を確保を行いました。	 	10/1	<input checked="" type="checkbox"/> 提出書類不適合 に添付 <input type="checkbox"/> その他
2	住宅を設計を担当する部署として、環境方針の見直しによる、新たな取り組みとしてのSE構法の普及に向け、注文住宅の受注や販売支援等を積極的に行うなど、前向きな姿勢が感じられました。	4.2 環境方針	Good			/	<input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他

内部環境監査観察事項記録				1/1		
監査 No: 第 19 回 監査日: 2016年10月20日(木) 規格: ISO14001(2004) 主任監査員: 金丸 直高 監査員: 吉田 智		被監査部門: 事業推進本部 生産企画部 被監査部門出席者: 小野 広伸 出席者: _____ _____		被監査部門長確認 主任内部監査員確認		
No.	具体的事実(証拠)等	ISO14001規格	評価	是正処置等の内容	是正処置結果の確認	
					確認者	確認日
1	環境方針の項番5に記載されている「協力業者への周知徹底」について、現状、口頭のみで周知を行っているとのことでしたが、今後は、現場に環境方針を掲示するとの事で、改善を図るとの事でした。	4.2 環境方針	改善 提案		12/1	<input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他
2	今期のマネジメントプログラムには入っていませんが、ガスを電気に変換するエネファームの導入を検討しており、今後標準としたいと、環境に関して前向きな姿勢で取り組んでいる事が確認できました。	4.3.1 環境側面	Good		12/1	<input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他
3	環境方針が2016年4月1日付で更新されている事は認識しておりましたが、具体的に、どこがどのように変更されたのかは、理解しておりませんでした。	4.2 環境方針	改善 提案		12/1	<input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他

内部環境監査観察事項記録				1/1			
監査 No: 第 19 回 監査日: 2016年10月20日(木) 規格: ISO14001(2004) 主任監査員: 金丸 直高 監査員: 吉田 智		被監査部門: 営業企画部 営業推進G1課 被監査部門出席者: 加藤 峻浩 出席者: _____		 被監査部門長確認			
				 主任内部監査員確認			
No.	具体的事実(証拠)等	ISO14001規格	評価	是正処置等の内容	是正処置結果の確認 確認者	確認日	根拠
	SE構法の販売について、販売・提案に必要な知識の習得や、販売会を実施し、新しい取り組みに対し、積極的に取り組んでいることが確認できました。	4.3.3	Good			12 / 1	<input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他
						/	<input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他
						/	<input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他

内部環境監査観察事項記録		1/1				
<p>監査 No: 第 19 回</p> <p>監査日: 2016年10月20日(木)</p> <p>規格: ISO14001(2004)</p> <p>主任監査員: 金丸 直高</p> <p>監査員: 吉田 智</p>						
<p>被監査部門: 管理部・営業企画部 営業推進G1課</p> <p>被監査部門出席者: 横尾 由紀・杉本 佳子</p> <p>出席者: _____</p>		<p>被監査部門長確認 </p> <p>主任内部監査員確認 </p>				
No.	具体的事実(証拠)等	ISO14001規格	評価	是正処置等の内容	是正処置結果の確認	
					確認者	確認日
1	<p>缶(お菓子の箱等)のゴミについて、3階は不燃物として処理していましたが、2階は、毎週木曜日の資源ごみとして処理しておりました。3階も、資源ごみとして処理をするように検討してください。</p>	4.4.6	改善提案	<p>3階給湯室の不燃ごみ入れの横に缶ごみ(缶以外)入れを作成し、毎週木曜日に資源ごみとして処理致します</p>		12/1
						<input type="checkbox"/> 提出書類 <input checked="" type="checkbox"/> その他
						<input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他
						<input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他

【オープニング・部門監査・事務所監査】 2016.10.20



環境管理責任者



環境管理責任者



管理部門



営業推進 G2 課



生産企画 G



事務所（用地開発 G）



事務所（営業推進 G1 課）



事務所（PM 推進 G）

【廃棄物管理確認】 2016.10.20



ゴミ置場確認 3階



ゴミ置場確認 2階



1階ゴミ保管場所



駐車場段ボール保管場所

【現場監査（北千束1丁目）】 2016.10.21



現場監査



現場全景



掲示板



喫煙所

【責任者事前打合わせ・クロージング】 2016.10.21



責任者事前打ち合わせ



責任者事前打ち合わせ



クロージングミーティング



クロージングミーティング

環境委員会
2016 年度

記録類の評価

株式会社大興ネクスタ
ISO14001事務局

3

記録類報告書

外部・内部環境情報

報告者 設計生産企画部 渡辺竜太

外部・内部環境情報の発生状況は下記の通りです。

	報告者	件数	内 容
外部情報			
	今期件数	<u>0</u> 件	
内部情報			
	今期件数	<u>0</u> 件	

上記の通り、外部情報 0 件・内部情報は発生件数が 0 件でした。

是正予防処置報告書

報告者

環境管理事務局長 町田 守靖

今年度の是正処置・予防処置の発生はございませんでした。私どもの事業活動では、そもそも環境に著しい影響を与える化学物質の使用や高温・騒音のある環境がありません。かつて発生していた是正処置は、目的・目標に関わる部分が多く、電気の使用量オーバーやゴミの削減率未達成などでした。こういった是正に対しては、逐次対応をして参りましたので、今後も、大きな是正処置が発生する可能性は低いかと思われます。

なお、予防処置につきましては、毎月の定例会にて確認をしておりますが、取り上げる事はできませんでした。

引き続き、定例会で確認を行い、問題発生につながる予防処置があれば、随時取り上げて参ります。

環境教育訓練実施記録

報告者

管理部 吉田 智

今期の一般教育では、内部監査員教育時に第三者教育機関より配布された資料より抜粋し、「環境方針と取組内容の説明」の他、「そもそも ISO とは何か」「ISO 活動とは具体的にどのような行動をするのか」という部分の教育を実施致しました。

また、平成 29 年より、新入社員の新人教育は、入社初日の新入社員研修の際に、併せて実施しています。

なお、2017 年 2 月に組織改編されておりますが、一般教育実施時は旧部門にて実施しているため、旧部門名で表記しています。

教育種類	内 容	部 門 (旧部門名で表記)	実施日
従業員教育 (一般教育)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの変更点及び環境方針の内容と、今期環境マネジメントプログラムの内容についての確認。 ・マニュアルに記載された環境側面の内容についての確認と、各部署、各自の行動と側面との関連性の確認。また作業改善により、どの環境側面に影響が及ぶのかの確認。 ・環境マネジメントシステム並びに今期環境マネジメントプログラムの取組における各自の責任、役割についての確認。 ・環境側面、環境影響、環境マネジメントプログラム等、環境マネジメントシステムから逸脱した行為をした場合にどのような悪影響が発生する可能性があるかの確認。 ・内部監査結果、外部審査指摘事項などの共有 	事業推進部 開発企画	(一般教育) H28. 9. 29 (新人教育) H29. 1. 16 H29. 2. 1
		事業推進部 生産企画	(一般教育) H28. 9. 28 (新人教育) H29. 2. 16
		事業推進部 営業企画	(一般教育) H28. 9. 16 H28. 9. 29 (新人教育) H28. 4. 30 H28. 10. 31 H29. 1. 10
		管理部	(一般教育) H28. 9. 9
内部環境 監査員教育	第三者機関による講習受講。	内部監査員	H28. 7. 21～22
特別教育	新規取引業者教育 国土緑化計画		H28. 9. 29
	新規取引業者教育 (株)JUSTY		H28. 9. 30

環境教育訓練統括プログラム

承認	作成
環境管理責任者	管理
	

(株) 大興ネクスタ

作成日：2016年4月30日

項目	教育名/対象者	形態	教育内容	実施方法	実施責任者	実施時期													
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
	一般教育/全員	説明	昨年度目的・目標の結果確認と、今期目的・目標の理解、運用徹底について。	推進メンバー・及び推進メンバーより依頼された各部教育担当者による説明	管理部 吉田														
	内部監査員 レベルアップ教育/ 内部監査員	講義	監査手法と技術の向上	第三者機関等による講習受講	管理部 吉田														

保管期間：作成日より5年

※力量を必要とする活動の有無...無し

環境委員会
2016 年度

順守評価

株式会社大興ネクスタ
ISO14001事務局

4

順守評価

順守評価

報告者

環境管理責任者 町田 守靖

当社が定めた法的要求事項及び、組織が同意するその他の要求事項についての順守評価は、毎月の定例会にて確認しており、今年度も問題なく順守に努めることが出来ました。

昨期より取り上げている本社ビルに関する遵守状況ですが、「廃棄物処理法」では、7月13日に「排水地下ピット」から汚泥を一般廃棄物として処理しております。こちらは、マニフェスト伝票にて適切に処理されている事を確認しています。「家電リサイクル法」には該当する廃棄がございませんでした。「小型家電リサイクル法」では、区民センターにデジタルカメラ・電卓の廃棄を行っています。「フロン排出抑制法」については、エアコンが該当致しますが、リニューアルから1年経過しましたが、問題なく運転をしております。よって、フロン類の漏出による環境への影響はございません。

当社の現場における順守状況についても、環境法規に抵触するようなものは発生しておりません。引き続き、法令違反の無いようにして参ります。

事業推進本部
順守評価

更新日: 2016/12/27

現場法規制等の名称/段階	仕入契約日	2016/12/27									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1 廃棄物処理法	現場名 現場内容	2016/2/9	2016/2/27	2015/3/20	2016/4/15	2016/4/28	2016/6/16	2016/6/24	2016/6/24	2016/6/29	2016/7/6
		決谷区 本町3	緑蔭区 石神井町3	緑蔭区 高松1	豊島区 要町3	大田区 池上5	緑蔭区 石神井町0	世田谷区 松原4	バーテラス 大泉学園	板橋区 赤塚3	豊島区 目白3丁目
2 労働安全衛生法	現場名 現場内容	2016/2/9	2016/2/27	2015/3/20	2016/4/15	2016/4/28	2016/6/16	2016/6/24	2016/6/24	2016/6/29	2016/7/6
		決谷区 本町3	緑蔭区 石神井町3	緑蔭区 高松1	豊島区 要町3	大田区 池上5	緑蔭区 石神井町0	世田谷区 松原4	バーテラス 大泉学園	板橋区 赤塚3	豊島区 目白3丁目
3 指定副産物利用促進省令	現場名 現場内容	2016/2/9	2016/2/27	2015/3/20	2016/4/15	2016/4/28	2016/6/16	2016/6/24	2016/6/24	2016/6/29	2016/7/6
		決谷区 本町3	緑蔭区 石神井町3	緑蔭区 高松1	豊島区 要町3	大田区 池上5	緑蔭区 石神井町0	世田谷区 松原4	バーテラス 大泉学園	板橋区 赤塚3	豊島区 目白3丁目
4 建設リサイクル法	現場名 現場内容	2016/2/9	2016/2/27	2015/3/20	2016/4/15	2016/4/28	2016/6/16	2016/6/24	2016/6/24	2016/6/29	2016/7/6
		決谷区 本町3	緑蔭区 石神井町3	緑蔭区 高松1	豊島区 要町3	大田区 池上5	緑蔭区 石神井町0	世田谷区 松原4	バーテラス 大泉学園	板橋区 赤塚3	豊島区 目白3丁目
5 家電リサイクル法	現場名 現場内容	2016/2/9	2016/2/27	2015/3/20	2016/4/15	2016/4/28	2016/6/16	2016/6/24	2016/6/24	2016/6/29	2016/7/6
		決谷区 本町3	緑蔭区 石神井町3	緑蔭区 高松1	豊島区 要町3	大田区 池上5	緑蔭区 石神井町0	世田谷区 松原4	バーテラス 大泉学園	板橋区 赤塚3	豊島区 目白3丁目
6 建設廃棄物処理指針	現場名 現場内容	2016/2/9	2016/2/27	2015/3/20	2016/4/15	2016/4/28	2016/6/16	2016/6/24	2016/6/24	2016/6/29	2016/7/6
		決谷区 本町3	緑蔭区 石神井町3	緑蔭区 高松1	豊島区 要町3	大田区 池上5	緑蔭区 石神井町0	世田谷区 松原4	バーテラス 大泉学園	板橋区 赤塚3	豊島区 目白3丁目

現場法規制等の名称/段階	仕入契約日	2016/12/27									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1 廃棄物処理法	現場名 現場内容	2016/2/9	2016/2/27	2015/3/20	2016/4/15	2016/4/28	2016/6/16	2016/6/24	2016/6/24	2016/6/29	2016/7/6
		決谷区 本町3	緑蔭区 石神井町3	緑蔭区 高松1	豊島区 要町3	大田区 池上5	緑蔭区 石神井町0	世田谷区 松原4	バーテラス 大泉学園	板橋区 赤塚3	豊島区 目白3丁目
2 労働安全衛生法	現場名 現場内容	2016/2/9	2016/2/27	2015/3/20	2016/4/15	2016/4/28	2016/6/16	2016/6/24	2016/6/24	2016/6/29	2016/7/6
		決谷区 本町3	緑蔭区 石神井町3	緑蔭区 高松1	豊島区 要町3	大田区 池上5	緑蔭区 石神井町0	世田谷区 松原4	バーテラス 大泉学園	板橋区 赤塚3	豊島区 目白3丁目
3 指定副産物利用促進省令	現場名 現場内容	2016/2/9	2016/2/27	2015/3/20	2016/4/15	2016/4/28	2016/6/16	2016/6/24	2016/6/24	2016/6/29	2016/7/6
		決谷区 本町3	緑蔭区 石神井町3	緑蔭区 高松1	豊島区 要町3	大田区 池上5	緑蔭区 石神井町0	世田谷区 松原4	バーテラス 大泉学園	板橋区 赤塚3	豊島区 目白3丁目
4 建設リサイクル法	現場名 現場内容	2016/2/9	2016/2/27	2015/3/20	2016/4/15	2016/4/28	2016/6/16	2016/6/24	2016/6/24	2016/6/29	2016/7/6
		決谷区 本町3	緑蔭区 石神井町3	緑蔭区 高松1	豊島区 要町3	大田区 池上5	緑蔭区 石神井町0	世田谷区 松原4	バーテラス 大泉学園	板橋区 赤塚3	豊島区 目白3丁目
5 家電リサイクル法	現場名 現場内容	2016/2/9	2016/2/27	2015/3/20	2016/4/15	2016/4/28	2016/6/16	2016/6/24	2016/6/24	2016/6/29	2016/7/6
		決谷区 本町3	緑蔭区 石神井町3	緑蔭区 高松1	豊島区 要町3	大田区 池上5	緑蔭区 石神井町0	世田谷区 松原4	バーテラス 大泉学園	板橋区 赤塚3	豊島区 目白3丁目
6 建設廃棄物処理指針	現場名 現場内容	2016/2/9	2016/2/27	2015/3/20	2016/4/15	2016/4/28	2016/6/16	2016/6/24	2016/6/24	2016/6/29	2016/7/6
		決谷区 本町3	緑蔭区 石神井町3	緑蔭区 高松1	豊島区 要町3	大田区 池上5	緑蔭区 石神井町0	世田谷区 松原4	バーテラス 大泉学園	板橋区 赤塚3	豊島区 目白3丁目

事業推進本部
順守評価

更新日: 2016/12/27

現場法規制等の名称/段階	主要要求事項	仕入契約日		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
		処理	該当部門											現場名
		開発企画	開発企画											2016/7/15 世田谷区 砧5丁目
1 廃棄物処理法	(1)事業活動に伴い生じた廃棄物を自らの責任で適正処理、または文書で廃棄物処理業の許可を有する処理業者へ委託。 (2)産業廃棄物管理表(マニフェスト)制度にのっとり排出事業者が最終処分場で把握することも義務付け。	該当有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
		処置内容												
2 労働安全衛生法	雨・露等の建築物において特定粉塵除去作業を行う場合、工事着手14日前までに労働衛生監督署へ届出が必要。	該当有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
		処置内容												
3 指定副産物利用促進省令	【再生資源利用促進計画の作成】 ・体積が1000m ³ 以上である建設発生土 ・重量が200t以上であるコンクリート塊、75t以上のコンクリート塊、建設発生木材	該当有無	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	
		処置内容												
4 建設リサイクル法	特定建設資材使用かつ一定規模以上の建設・解体工事は分別解体を義務 ・対象建設工事を行う場合は、工事着手7日前までに知事へ届出	該当有無	有	有	無	有	有	無	無	有	無	無	無	
		処置内容												
5 家電リサイクル法	特定家庭用機器は各自自治体の処分方法に基づき、処分しなければならない。 【特定家庭用機器】ウインドウ型・セパレート型エアコン/電気洗濯機/冷蔵庫/テレビ/電気洗濯機	該当有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
		処置内容												
6 建設廃棄物処理指針	汚水、廃油、破砕プラ、石膏、乾かす、量減くず、ガラスくず建設廃材、コンクリート破片など。マニフェストに基づく適正処理の義務。	該当有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
		処置内容												

事業推進本部
順守評価

更新日: 2016/12/27

現場法規制等の名称/段階	主要要求事項	仕入契約日		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
		処理	該当部門										
				2016/11/17	2016/12/8	2017/1/24	2017/1/25	2017/1/25					
				杉並区 阿佐谷北3	杉並区 高円寺北4	東村山市 多摩湖町1	豊島区 巣鴨5	板橋区 中板橋					
				無	無	無	無	無					
1	廃棄物処理法 (1)事業活動に伴い生じた廃棄物を自らの責任で適正処理、または文書で廃棄物処理業者の許可を有する処理業者へ委託。 (2)産業廃棄物管理表(マネIFEST)制度にのっとり排出事業者が最終処分場で把握することも義務付け。 労働安全衛生法	該当有無 処理内容	開発企画	無	無	無	無	無					
2	労働安全衛生法	該当有無 処理内容	開発企画	無	無	無	無	無					
3	指定建設物利用促進省令	該当有無 処理内容	開発企画	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当					
4	建設リサイクル法	該当有無 処理内容	開発企画	非該当	非該当								
5	家電リサイクル法	該当有無 処理内容	開発企画	無	無	無	有	無					
6	建設廃棄物処理指針	該当有無 処理内容	開発企画	無	無	無	無	無					

【建設課】電子マニフェスト 2016.01～12

作成日：2017年2月22日

調査シート(産業廃棄物の発生量)

【建設担当】

2016.1～2016.12 竣工現場

単位: m³

No.	現場名	棟数	竣工月	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	陶磁器くず	廃石膏ボード	ガラスくず	がれき類	コンクリート破片	総量	1棟当たり排出量
1	武蔵野市吉祥寺北町	1	2月	4.5	0.0	3.5	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.0	9.0
2	杉並区下高井戸5丁目	2	3月	23.5	0.0	3.5	0.0	6.5	6.0	0.0	0.0	0.0	39.5	19.8
3	文京区根津2丁目C・D号棟	2	6月	18.0	0.5	12.5	0.0	10.0	3.0	0.0	0.0	0.0	44.0	22.0
4	世田谷区上祖師谷1丁目	1	10月	10.0	0.0	8.0	0.0	3.0	1.0	0.0	0.0	0.0	22.0	22.0
5	大田区池上5丁目	1	12月	10.0	0.0	4.0	0.0	2.0	3.0	0.0	0.0	0.0	19.0	19.0
6	大田区北千束1丁目	1	未	13.5	0.0	6.0	0.0	2.5	2.3	0.0	0.0	1.5	25.8	25.8
7	品川区中延4丁目 長谷川棟邸	1	未	8.5	0.0	5.0	0.0	0.5	1.3	2.0	0.0	0.0	17.3	17.3
8	練馬区石神井町3丁目 奥棟邸	1	未	2.5	0.0	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	8.5	8.5
計		10		90.5	0.5	48.0	0.0	25.5	16.6	2.0	0.5	1.5	185.1	18.5
平均値				9.1	0.1	4.8	0.0	2.6	1.7	0.2	0.1	0.2	18.5	

【検査課】電子マニフェスト 2016.01～12

作成日：2017年2月22日

調査シート(産業廃棄物の発生量)

《検査・リフォーム担当》

2016.1～2016.12

単位: m³

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
廃プラ				5		2				1	3.5	0.5	12
紙くず													0
木くず				4		1				4			9
繊維くず				1									1
ガラス・コンクリ										1		1.5	2.5
金属くず										3			3
がれき類													0
計	0	0	0	10	0	3	0	0	0	9	3.5	2	27.5

(株)中村の廃棄費用は、以下のとおりです。全て税抜きとなります。

- ・武蔵野市吉祥寺北町・・・■■■■■円
- ・杉並区下高井戸5丁目(2棟)・・・■■■■■円
- ・文京区根津2丁目(2棟)・・・■■■■■円
- ・世田谷区上祖師谷1丁目・・・■■■■■円
- ・大田区北千束1丁目・・・■■■■■円
- ・品川区中延4丁目・・・■■■■■円
- ・練馬区石神井町3丁目・・・■■■■■円

ISO14001 本社業務 順守評価表

対象期間 2016年4月1日～2017年3月31日
更新日 2017/2/2

法規名	要求事項	項目	搬出日	回収業者	処分業者	A票	D票				
廃棄物処理法	当社地下に備付の排水槽に溜まる汚泥を一般廃棄物として適正に処分を行う。		2016年7月13日	東和興行株式会社	株式会社 太陽油化	あり 50kg	あり 50kg				
法規名	要求事項	項目	1	2	3	4	5	6	7		
家電リサイクル法	特定家庭用機器の排出の際は、小売店へ料金を支払引き渡す、または自治体指定の方法で引取り依頼する。 【特定家庭用機器】 テレビ（液晶・プラズマ含）、エアコン、電気冷蔵庫及び冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機	排出日付									
		対象物									
		処分方法									
		回収店舗 処分業者									
		証拠書類有無 有の場合は書類番号									
法規名	要求事項	項目	1	2	3	4	5	6	7		
小型家電リサイクル法	使用済み小型電子機器の排出の際は、開町リサイクルセンターに設置されている小型家電回収ボックスに入れる。 産廃と共に排出する場合は、認定事業者へ排出し、 manifests の管理を行う。 【使用済み小型電子機器】 *緑馬区定め9品目 ①携帯電話②携帯音楽プレーヤー③携帯ゲーム機④デジタルカメラ⑤ポータブルビデオカメラ⑥ポータブルカーナビ⑦電子辞書⑧卓上計算機⑨ACアダプター	排出日付	2016年3月28日								
		対象物	④デジタルカメラ								
		処分方法	開出張所 リサイクルセンター内回収ボックスへ廃棄								
		処分業者	無								
		証拠書類有無 有の場合は書類番号	無								
法規名	要求事項	項目	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期					
フロン排出抑制法	簡易点検の実施	点検目安	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月					
		点検日付	5月26日	7月12日	10月18日	1月25日					
		室外機の異常振動・異常運転音状況	なし	なし	なし	なし					
		室外機及び周辺の油のこじり	なし	なし	なし	なし					
		室外機のキズの有無、熱交換器の腐食、錆、傷など	なし	なし	なし	なし					
		室内機の熱交換器の霜付きの有無	なし	なし	なし	なし					
	定期点検の実施 (3年に1度)	点検目安	3年に1度(今年度該当なし)								
		点検日付									
		点検業者名									
		異常の有無(記録有)									
		異常時の処置内容									
		フロン類の漏洩量の算定結果(記録有)									
フロン類の回収量と充てん量(記録有)											
フロン類の漏洩量の算定結果(記録有)											
平常運転時の異常等への対応	対応日	対象なし									
	異常等の内容										
	処置内容										
	フロン類の回収量と充てん量										
	フロン類充填日										
	フロン類の漏洩量の算定結果										
機器入替時の対応	入替日時	対象なし									
	処置内容										
	フロン類の種類・回収量と充てん量										
	フロン類充填日										

2016 年度

前回のマネジメントレビューに対する 改善状況の報告

株式会社大興ネクスタ

ISO14001事務局

報告者

環境管理責任者 町田 守靖

2015 年度 環境委員会 議事録

2016 / 3 / 26

会議の種類 ISO14001 環境委員会
日 時 平成 28 年 3 月 25 日(金) 10:00～
場 所 本社ビル 地下打合せ室
出席者 今井社長、今井副社長、水野専務、渡邊常務
(監査チーム) 金丸部長代理
(推進メンバー) 服部課長、芦田課長、吉田主任、渡辺
(事務局) 町田部長、渋谷
欠席者 佐野部長代理
参考資料 環境委員会報告書

議事内容

1. 環境活動報告

①環境負荷を抑制する商品の採用 (報告者: 服部課長)

- ・活動実績、来期の目的・目標を報告。詳細は報告書参照。
- ・質問内容、返答内容は下記の通り。

質問者	内容	返答
水野専務	生産企画の方でも話し合いは行っていると思いますが、SE構法は施工体制、特に基礎工事の精度が求められるので、基礎工事業者さんと綿密な打ち合わせをして、準備を怠らないようにしてください。基礎工事がSEのポイントとなると思います。	原状では、見積を取得している業者は、2社おります。このうちの1社については、技術的に対応できませんので、実質1社となっております。新規業者の開拓も進めて参ります。

②社内における電気の省エネ活動 (報告者: 吉田主任)

- ・活動実績、来期の目的・目標を報告。詳細は報告書参照。
- ・質問内容、返答内容は下記の通り。

質問者	内容	返答
水野専務	電気の省エネ活動については、長期に渡って取り組んでいただいておりますが、数値化したデータをとってPDCAをまわしており、精度が高く、内容が良くなってきていると感じます。	

③たのめーる発注商品を種別・分別でカテゴリライズし、グリーン購入率 80%未満の購入品をグリーン購入法対応もしくはエコマーク対応の商品に限定する。（報告者：吉田）

- ・活動実績、来期の目的・目標を報告。詳細は報告書参照。
- ・質問内容、返答内容は以下の通り。

質問者	内容	返答
水野専務	対象商品以外を発注してしまった原因は何だったのですか。 皆さんから意見を集めて来期の取組みを決めていることがわかりました。	原因は、事務員さんへの伝達不足でしたが、発生後すぐに対象外商品ということを認識させ、再発防止に努めています。

2. 内部監査結果の評価（報告者：内部環境監査員 金丸部長代理・吉田主任）

- ・内部監査結果を報告。詳細は報告書参照。
- ・質問内容、返答内容は以下の通り。

質問者	内容	返答
水野専務	内部監査時には外部審査の結果について触れて下さいとなっていますが、今回の監査では、外部審査の結果について触れられたのでしょうか。	報告書にその項目はありませんが、全部門のチェックリストで触れています。
服部課長	内部監査が型にとらわれない形式(Good Pointなど)で行われており、会社の新しい取組みについて、有効に活用されているか確認したり、またそれがフィードバックされていることがとても良いことだと思います。ISOが会社の事業、経営と一体となってきたと感じました。	
水野専務	今後の内部監査に関する方針についてのご報告は今回初めてだったと思いますが、非常に前向きな取り組みだと感じました。	

3. 記録類の評価

①外部・内部環境情報（報告者：町田部長）

- ・外部・内部環境情報の集計結果を報告。詳細は報告書参照。
- ・質問内容、返答は以下の通り。

質問者	内容	返答
水野専務	来期はもう少し吟味した内容でお話するとありますが、こういった問題を引き起こさないためには、現場が始まる前にしっかり指示を行い、工事完了後は現地で立ち合い、確認を行うこと、段取りと確認が重要だと思います。解体工事については、以前業者に渡す手順がありましたので、そういったものを使用するのも一つの方法だと思います。	解体工事の際には、見積要綱を統一し、業者に書面にてお渡しし、現場の清掃を含め現場管理のことなどを依頼しています。

②是正予防処置報告書（報告者:町田部長）

- ・是正予防処置報告書の集計結果を報告。詳細は報告書参照。
- ・質問内容、返答は以下の通り。

質問者	内容	返答
水野専務	前期と違い、人員の増加や、使用フロアの範囲が変わってきています。以前フロアごとにデータをとったりしていたと思いますので、そういったものも生かしていくと良いのではないかと思います。	過去の地下データもございまして、使えるものは使っていこうと思います。

③環境教育訓練実施記録（報告者:吉田主任）

- ・環境教育訓練実施記録として提出された記録をもとに報告。詳細は報告書参照。
- ・質問内容、返答は以下の通り。

質問者	内容	返答
	なし	

4. 順守評価（報告者:町田部長）

- ・活動実績を報告。詳細は報告書参照。
- ・質問内容、返答は以下の通り。

質問者	内容	返答
今井社長	フロンの自主点検は、どうやって行うのですか。	室外機の配管等に亀裂があるか目視確認、液漏れ・油漏れがないかどうかを確認いたします。
水野専務	産廃の発生量(建設・検査リフォーム)の表について、2~3年戻って推移をグラフにしてもらえると良いと思います。	4/10までに提出いたします。 ※3/31Chatterにて報告済み。 添付書類参照

5. 前回のマネージメントレビューに対する改善状況の報告（報告者:環境管理責任者 渡邊常務）

- ・前回のレビューインプットに対するレビューアウトプットを報告。詳細は報告書参照。
- ・質問内容、返答は以下の通り。

質問者	内容	返答
渡邊常務 補足	タイムラグを無くすために、前回環境委員会の議事録をインプット・アウトプットとさせていただいております。	

6. 環境の変化に関する情報及び改善の為の提案（報告者:環境管理責任者 渡邊常務）

・環境の変化に対する評価を報告。詳細は報告書参照。

質問者	内容	返答
	なし	

7. 環境方針の見直し

2016年1月に環境方針改訂しています。

質問者	内容	返答
今井社長	環境方針そのものは、会社の経営理念に沿ったもので、非常によくできていると思いますが、アークスシリーズ(アパート事業)が抜けているように思います。	承知いたしました。 「アパート事業」を追記した環境方針を、2016年4月1日に発行しております。
町田部長 補足	来期のマネジメントプログラム年間計画について、この場をもってご承認いただきたく思います。 また、来期より環境管理責任者を町田、事務局長を渋谷とさせていただきます。	

8. 総評及び指示

・専務より

これまでの活動、準備お疲れ様でした。項目ひとつひとつのコメントは報告時に話させていただきました。来期の新しいメンバーにも期待しています。メンバーの見直しについてもお任せいたします。内部監査についても、金丸さん、吉田さんに頑張ってよくまとめていただいたと思います。

・副社長より

18回目の内部監査ありがとうございました。いつも褒めてくださる内部監査の方に GoodPoint をあげたいと思います。新しくメンバーを加えていくこと、変えていくことも大事だと思います。

前回の環境委員会で、環境情報があがっていないのではないかと指摘しましたら、すぐに Chatter を活用して対応していただいて嬉しく思っています。

最後に、直ぐにという訳ではありませんが、グリーン商品購入の推進についての取組みは、98%とほぼ完璧に達成できていると思いますので、別の目的目標プログラムを検討して頂けたらと思います。バージョンアップしたものを期待します。

・社長より

環境報告書について、しっかりと作成していただいてありがとうございました。

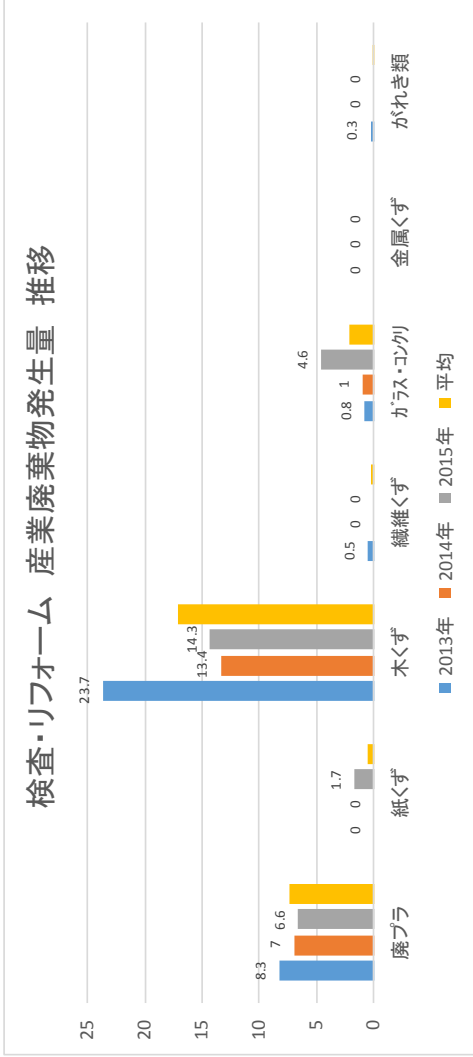
ISO の精神には、「5S」の徹底が大事だと思います。このことは、守り切れていないことがあると思いますので、会社のアイデンティティとして浸透させていかなければなりません。

会社の社会貢献、成長、業績の向上と拡大が一番大事ですので、より社会に貢献できる会社となるよう、経営理念に沿った活動をしていっていただきたいと思います。

作成日：2016年3月31日

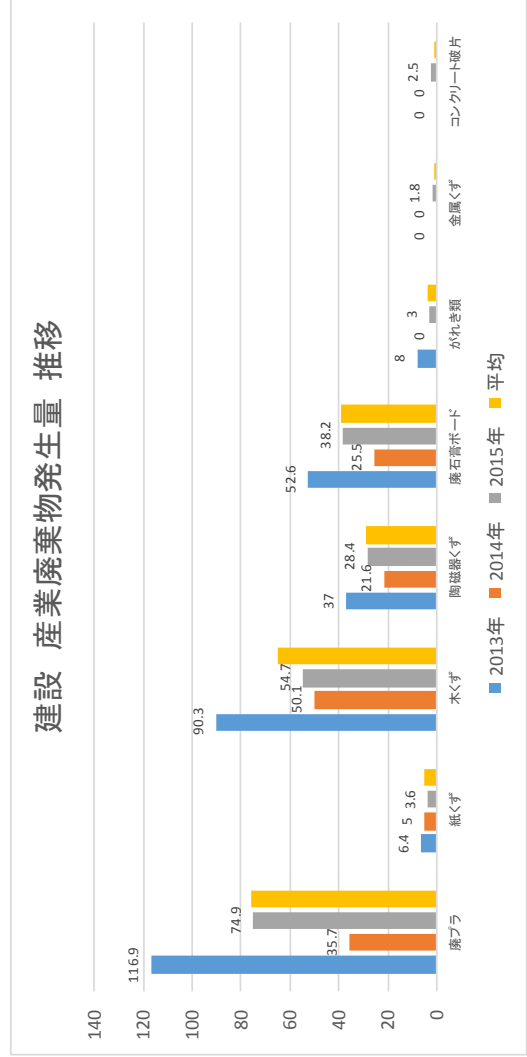
《検査・リフォーム》 産業廃棄物の発生量

2013年～2015年					単位: m ³
	2013年	2014年	2015年	平均	
廃プラ	8.3	7	6.6	7.3	
紙くず	0	0	1.7	0.6	
木くず	23.7	13.4	14.3	17.1	
繊維くず	0.5	0	0	0.2	
ガラス・コンクリ	0.8	1	4.6	2.1	
金属くず	0	0	0	0.0	
がれき類	0.3	0	0	0.1	
合計	33.6	21.4	27.2	27.4	



《建設》 産業廃棄物の発生量

2013年～2015年					単位: m ³
	2013年	2014年	2015年	平均	
廃プラ	116.9	35.7	74.9	75.8	
紙くず	6.4	5	3.6	5.0	
木くず	90.3	50.1	54.7	65.0	
陶磁器くず	37	21.6	28.4	29.0	
廃石膏ボード	52.6	25.5	38.2	38.8	
がれき類	8	0	3	3.7	
金属くず	0	0	1.8	0.6	
コンクリート破片	0	0	2.5	0.8	
合計	311.2	137.9	207.1	218.7	



環境委員会

2016 年度

環境の変化に関する情報及び 改善の為の提案

株式会社大興ネクスタ

ISO14001事務局

環境の変化に関する情報及び改善の為の提案

報告者

環境管理責任者 町田 守靖

当社の環境マネジメントシステムの有効性を確実にし、継続的改善によりそれを維持する為に必要な環境の変化に関する情報とそれに対する対応や取組みを以下に報告します。

今後、当社の事業活動及び環境管理活動に影響を及ぼす情報を内部と外部に分類し、今後の取組予定と共に記します。

1. 内部環境

当年度は（株）大興ネクスタに変更して2年目を迎え更なる飛躍を目指し、事業計画の達成に向けて尽力してまいりました。

ISOの取組みに関しましても、縮小した経営規模にあった最善のEMS運用に向けて継続的にその効率化を図っております。

外部審査機関を「JACO」から「BSI グループジャパン」に変更いたしまして初めてとなる「更新審査」（平成28年5月11・12・13日）において、11項目の「観察事項」の所見がありましたが、「不適合」等の指摘はありませんでした。

28年10月の内部監査においては、「軽微な不適合」2件、「観察」2件、「改善提案」3件及び「Goodポイント」5件の所見がありました。「軽微な不適合」及び「観察」については、全て対応済みとなっております。

今後につきましても、上記の「外部審査」及び「内部監査」で指摘された観察事項及び改善提案につきましても継続的に見直しを行います。また、多くの新入社員を迎え会社の規模も大きくなって参りましたので、一般教育等の場で取組の内容や環境負荷低減の為の行動についての周知に力を入れ、更なる改善を進めていきます。

なお、「ISO14000・2015年版」の完全移行に向けての作業は継続して進めており、次回「内部監査」より適用致します。

2. 外部環境

2016年11月4日に発効された、地球温暖化防止を目指す国際協力の枠組み「パリ協定」により、参加各国は、産業革命前からの気温上昇を2℃以内に抑えることを目指しています。我が国は、温室効果ガスを13年度比で、30年までに26%、50年には80%削減すると表明しました。30年では、家庭部門（住宅）で約39%の削減が目標となっております。

2017年4月からは、延べ面積2,000㎡以上の新築の非住宅建築物に対し、省エネ基準の適合義務化が開始されます。いわゆる改正省エネ法への対応です。省エネ基準の適合義務化の対象は、段階的に拡大され、2020年までには、戸建住宅を含む全ての新築の建築物が対象となります。

これが義務化されると省エネ基準に満たない建物は、建築確認の取得ができなくなります。このように、今後は省エネ問題に対し、国を挙げての取り組みが計画されています。この状況下、当社では既に「住宅性能表示」の以下4つの項目において、最高等級を取得しております。

1.耐震等級 2.劣化対策等級 3.維持管理対策等級 4.断熱等性能等級

この等級を取得している住宅は、改正省エネ法対応住宅であり、当社では既に、20年の省エネ基準適合義務化に対応が完了している状態です。但し、更にその先の30年までの政策目標「ZEH」の導入を国は掲げています。この「ZEH」は、新築住宅の平均で住宅の年間の一次エネルギー消費量が賞味（ネット）でゼロとなるエネルギーを創りだす住宅を指しています。今後も、省エネは勿論ですが、コージェネレーションシステム等の創エネ活動にも取り組み、SE構法の普及を通じて住宅の価値を守り、冷暖房効率化等の経済的なメリットと共に、住宅の長寿命化による環境への配慮を通じ、引き続き社会への貢献を果たして参ります。

環境委員会

2016 年度

環境方針の見直し

株式会社大興ネクスタ

ISO14001事務局



環 境 方 針

株式会社大興ネクスタは、人が住まう「住空間」を提供する企業として、分譲戸建住宅事業／注文住宅事業（Modula シリーズ）・分譲アパート事業（Archx シリーズ）・中古住宅リノベーション事業の設計、施工、販売を通じ、省エネルギー・省資源を推進し環境負荷を低減させ、地球環境に優しい住まいづくりを目指します。

また、我々のミッションは「社会資本の再整備・環境との共生」であると捉え、既存マンション建替事業・底借地整理事業・等価交換事業等の不動産再生事業を通じ、環境の保全に配慮しながら社会資本を循環させ、顧客と地域社会にとって、より安全で安心できる安らぎ溢れる豊かな住宅環境の実現に取り組んで参ります。

1. ISO14001に準拠した環境システムを構築し、環境管理活動を推進します。
2. 当社の事業活動が環境に与える影響を考慮し、環境目的・環境目標・環境管理計画を定め、定期的な見直しにより、環境マネジメントシステムの継続的改善を図ります。
3. 環境関連の法律、規則、協定などを遵守するとともに、自主基準を設定し、環境汚染の未然防止に努めます。
4. 当社の事業活動が環境に与える影響のうち、重点テーマとして次の項目に取り組みます。
 - (1) 地球温暖化防止のため、省エネルギー・省資源・創エネルギーの推進に努めます。
 - (2) 当社の販売する住宅において、環境負荷の低減に努めます。
 - (3) 循環型社会の実現のため、グリーン購入の推進に努めます。
5. この環境方針は、当社の全従業員及び協力業者に周知徹底し、意識の向上を図るとともに、広く一般の人々にも公表します。

2017年4月1日

株式会社大興ネクスタ
代表取締役 今井 榮一